宇都宮市監査委員告示第９号

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき，財政援助団体等監査を実施したので，同条第９項の規定により，その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和８年１０月３０日

宇都宮市監査委員　菊　池　康　夫

同　　鈴　木　公　泉

同　　金　沢　　力

同　　黒　子　英　明

令和８年度　財政援助団体等監査の結果に関する報告

第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

２　監査対象団体

⑴　財政援助団体

宇都宮市が市単独で補助金，交付金，負担金その他の財政援助を行っている団体で，当該援助の目的が団体運営に係るもの（22 団体）

⑵　出資法人等

宇都宮市が基本財産，資本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資，出捐している団体（10 団体）

⑶　公の施設の指定管理者

宇都宮市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体（65 団体）

３　監査対象年度

令和 7 年度

４　監査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第 6 条に基づき，市が補助金等の財政的援助を行っている団体，出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助，出資その他これらに類する金銭の給付（以下「財政的援助」という。）に係る出納その他の事務の執行が財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

５　重点的に監査する項目の設定

- 指定管理者等の協定書等に基づく適正な業務の実施や適正な経理事務の実施について
- 財政援助団体における，規則等に基づく補助金額の確定に係る適正な事務処理について
- 所管課の上記に対する指導・監督について

６　監査の実施場所及び日程

実施場所　監査委員室

日　　程　予備監査　令和 8 年 6 月 15 日から 7 月 24 日まで（一次）
令和 8 年 8 月 25 日から 10 月 8 日まで（二次）
本監査　　令和 8 年 10 月 9 日

7　監査の実施方法

⑴　予備監査（一次）

・　前記「２　監査対象団体」のうち，財政援助団体 4 団体，出資法人等 5 団体，公の施設の指定管理者 18 団体を選定した。（別紙参照）

・　対象となる所管部局から提出された調査票及び関係書類により予備監査（一次）を実施し，必要に応じ関係職員の説明を受けた。

⑵　本監査対象団体の選定及び監査の方法

ア　本監査対象団体の選定

これまでの監査実施状況及び予備監査（一次）の結果を踏まえ，次の団体を本監査対象団体として選定した。

種　　別	公の施設の指定管理者
対象団体	公益財団法人　宇都宮市医療保健事業団
対象施設	夜間休日救急診療所
所 管 課	保健所総務課

種　　別	公の施設の指定管理者
対象団体	特定非営利活動法人　宇都宮中心商店街活性化委員会
対象施設	バンバ市民広場
所 管 課	商工振興課

種　　別	財政援助団体，出資法人等
対象団体	公益財団法人　大谷地域整備公社
所 管 課	観光ＭＩＣＥ推進課　大谷振興室

イ　監査方法

（ｱ）予備監査（二次）

あらかじめ団体及び所管課から提出された資料，関係書類をもとに，計算，照合等による予備監査（二次）を行った。

（ｲ）本監査

本監査として，関係職員の出席を求め，事務事業の執行について説明を受け，質疑を行った。

第２　監査対象の概要及び結果

監査対象の概要及び結果については，次のとおりである。結果における指摘事項とは，法令，条例，規則等に違反するものである。なお，各表中の数値等の取扱については，面積は整数とし，単位未満を切り捨てて表示した。また，金額は千円単位とし，単位未満を四捨五入して表示した。したがって，内訳の計が「合計」の金額と一致しない場合がある。

１　公益財団法人　宇都宮市医療保健事業団（保健福祉部　保健所総務課）

⑴　監査対象事項

令和７年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

⑵　指定管理の概要

（令和７年度の状況）

施設名	宇都宮市夜間休日救急診療所		
所在地	宇都宮市竹林町 968 番地		
設置目的	夜間及び休日における応急診療を行い，市民の健康保持に寄与する		
業務内容	・　救急診療所における診療の実施に関する業務 ・　救急診療所の維持管理に関する業務 ・　その他市長が必要と認める業務		
敷地面積	4,643 ㎡	延床面積	1325.73 ㎡
施設内容	玄関，待合室ホール，医科診察室（中待合，ナースステーション，観察室含む），Ｘ線関係室，歯科（受付，診療室等），医局，薬局，事務室，その他（便所，倉庫，廊下等），駐車場		
収支概要	指定管理料	339,694 千円	
	使用料（利用料金）収入	212,577 千円	
利用実績（延べ人数）	19,493 人		

⑶　指定管理業務の収支状況

（単位：千円）

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	0			
	指定事業に係る収入（うち，利用料金収入）	552,774（212,577）	自主事業に係る収入	0	
	計	552,774	計	0	552,774
支出の部	施設管理に係る経費	0			
	指定事業に係る経費	552,774	自主事業に係る経費	0	
	計	552,774	計	0	552,774
収支差額		0		0	0

⑷　監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について，指摘事項に該当するものは認められなかった。

⑸　意見及び要望

ア　所管課に対するもの

夜間休日救急診療所の管理運営については，夜間及び休日における応急診療を行い，市民の健康保持に寄与するという設置目的のもと，所管課と指定管理者とで相互に協力しながら適切に実施されているところである。

所管課については，引き続き，指定管理者と連携しながら，診療を必要とする急病患者に対し，適切に初期救急医療を提供していくとともに，令和８年７月に設置された「初期救急医療のあり方検討懇談会」において，今後の初期救急医療に係る対応の方向性と具体的方策について十分な検討を進められたい。

今後とも，指定管理者への適時適切な指導・助言を行うとともに，引き続き，夜間や休日における急病患者に対して，応急的な診療を安定的・継続的に提供する施設となるよう取り組まれたい。

イ　団体に対するもの

指定管理者は，市，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会の４者により設立された公益財団法人であり，宇都宮市及び近隣の救急医療体制を確立し，地域医療の発展に寄与するため，夜間休日救急診療所事業のほか，地域住民の健康増進事業等に取り組んでいる。夜間休日救急診療所の管理運営に当たっては，市医師会

等と連携しながら医療従事者を確保し，安定的な管理運営に努めている。

年末年始等の繁忙期においては，適宜医療従事者を増員するとともに，自宅等で予めオンラインで問診内容を送信できるＷＥＢ問診を活用することなどにより，待ち時間が短縮されたところであるが，引き続き，来所する利用者がスムーズに診療を受けられるよう，さらなる効率化に取り組まれたい。

今後とも，市民が夜間や休日に安心して診療を受けられるよう，安定的かつ継続的な医療従事者の人員配置体制を確保するとともに，適正な医療水準の維持を図り，より良い診療環境の提供に努められたい。

２　特定非営利活動法人　宇都宮中心商店街活性化委員会（経済部　商工振興課）

⑴　監査対象事項

令和７年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

⑵　指定管理の概要

（令和７年度の状況）

施設名	宇都宮市バンバ市民広場		
所在地	宇都宮市馬場通り４丁目６番 宇都宮市宮町８番 宇都宮市馬場通り１丁目５番		
設置目的	中心市街地において，市民の憩いとふれあいの場を提供することにより，市民相互の交流と魅力ある都市空間の形成を図る		
業務内容	・　施設の運営に関する業務 ・　施設の使用許可及び制限に関する業務 ・　施設の維持管理に関する業務 ・　庶務的業務		
敷地面積	1,800 ㎡	延床面積	-
施設内容	東側：水景施設，交流広場 西側：植栽施設，交流広場		
収支概要	指定管理料	17,805 千円	
	使用料収入	345 千円	
利用実績（延べ人数）	202,883 人		

⑶　指定管理業務の収支状況

（単位：千円）

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	13,975			
	指定事業に係る収入	3,830	自主事業に係る収入	87	
	計	17,805	計	87	17,892
支出の部	施設管理に係る経費	13,970			
	指定事業に係る経費	1,340	自主事業に係る経費	2,490	
	計	15,310	計	2,490	17,800
収支差額		2,495		△ 2,403	92

⑷　監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について，指摘事項は次のとおりである。

【団体関係】

・　中心市街地拠点広場使用料については，宇都宮市中心市街地拠点広場条例第８条の規定により，使用を許可する際に徴収しなければならないが，事後に徴収していた。

⑸　意見及び要望

ア　所管課に対するもの

バンバ市民広場の管理運営については，中心市街地において，市民の憩いとふれあいの場を提供することにより，市民相互の交流と魅力ある都市空間の形成を図るという設置目的のもと，所管課と指定管理者とで相互に協力しながら実施されているところである。

このような中，施設の使用料については，宇都宮市中心市街地拠点広場条例に基づき，使用を許可する際に徴収しなければならないが，指定管理者においては，その一部を事後に徴収していた。指定管理者の事務の適正化に向け，所管課として管理運営状況を的確に把握し，適切な指導に努められたい。

今後，バンバ市民広場は，ライトライン駅西側延伸の計画に伴い，これまで以上に賑わいの創出に寄与する機会が増加すると見込まれることから，指定管理者との連携をより一層強化し，市民相互の交流と賑わいの中心地として，大きな役割を果たす広場となるよう望むものである。

イ　団体に対するもの

指定管理者は，近隣商店街等の会員からなる特定非営利活動法人であり，魅力ある中心商店街の形成を図り，中心商店街の賑わいの創出や活性化に取り組んでいる。バンバ市民広場の管理運営に当たっては，隣接する宇都宮二荒山神社や地域との関係構築が不可欠であるため，信頼関係の維持や相互の連絡を密にしながら，円滑な管理運営に努めている。

このような中，施設の使用料については，条例に基づき，使用を許可する際に徴収しなければならないが，一部において事後に徴収していた。今後は，条例等を遵守し適正な管理運営に努められたい。

今後とも，地域の歴史・文化を象徴する宇都宮二荒山神社に隣接し，市の中心部に位置するバンバ市民広場の優れた立地と，指定管理者がこれまで培ってきた地域との関係性やイベント事業の仕組みづくりのノウハウを生かしながら，継続的な賑わいを創出することにより，より多くの市民に愛される憩いとふれあいの場となるよう望むものである。

３　公益財団法人　大谷地域整備公社（魅力創造部　観光ＭＩＣＥ推進課　大谷振興室）

⑴　監査対象事項

令和７年度の出納その他の事務の執行

ア　令和７年度に宇都宮市から交付された補助金

公益財団法人大谷地域整備公社運営費補助金　47,105 千円

イ　宇都宮市からの出捐金　515,000 千円

⑵　財政援助団体の概要

所在地	宇都宮市桜４丁目２番２号		
設立目的	大谷石採取場跡地等の安全対策を総合的に推進することにより，住民生活の安全を確保し，もって地域経済の発展に寄与すること。		
事業内容	・　採取場跡地の安全対策を推進するための観測システムの管理・運営 ・　採石業者等が行う採取場跡地等の安全対策事業に対する債務保証 ・　採取場跡地の実態調査 ・　採取場跡地の安全対策に関する技術的な指導助言及び調査研究 ・　その他公社の目的達成に必要な事業		
収支概要（千円）	区　分	金　額	うち補助金額
	収入総額	140,141	47,105
	支出総額	133,224	
	収支差額	6,918	

⑶　監査の結果

出納その他の事務の執行について，指摘事項に該当するものは認められなかった。

⑷　意見及び要望

ア　所管課に対するもの

所管課においては，大谷石採取場跡地観測システムの運営など大谷地域の安全対策を推進する当団体の運営費等を補助することにより，大谷地域における陥没事故等による被害を未然に防止し，地域の安全を確保するとともに，採取場跡地の安全対策を総合的に推進し，大谷地域の民生の安定化及び地域経済の活性化に努めている。

このような中，所管課は，当団体，県及び大谷石材協同組合と協力し，陥没地周辺部等の定期巡回監視を実施するとともに，観測システムにおいて振動が確認された際は，直ちに関係機関で集まり現地確認や近隣住民からの聞き取りを実施するなど，関係機関において緊密な連携を図っている。

なお，これまで団体においては，地震計の再配置などにより観測システムに係る費用を縮減するなど事業の効率化を図ってきたところであるが，補助金以外の団体の収入は大谷石採取場跡地安全基金等の運用益であることから，団体における効果的な財産運用について適切な支援に努められたい。

今後とも，所管課と団体の緊密な連携・協力のもと，採取場跡地の安全対策を推進することにより民生の安定化を図るとともに，引き続き地域経済の活性化に努められたい。

イ　団体に対するもの

団体は，大谷石採取場跡地における安全対策の推進について，県，市及び大谷石材協同組合が一体となって取り組むための枠組みとして出資・設立され，設立以来，振動発生等を観測するための観測システムの管理運営や採取場跡地の実態調査，陥没地周辺部等の監視のための定期巡回などを実施しており，現在においても大谷地域の安全対策の中心的な役割を担っている。

また，団体は，これらの安全対策を通して大谷地域の実情を熟知するとともに，行政とのパイプ役として認知され，地域住民から大きな信頼を得ており，安全対策を推進する担い手として不可欠な存在となっている。

なお，これまで団体は，地震計の再配置などにより観測システムに係る費用を縮減するなど事業の効率化を図ってきたところであるが，補助金以外の団体の収入は大谷石採取場跡地安全基金等の運用益であることから，引き続き適切かつ効果的な財産運用に努められたい。

今後とも，関係機関と緊密な連携を図るとともに，観測システム及び空洞補完調査等により蓄積された膨大なデータやこれまで職員が培ってきたノウハウを大い

に生かし，大谷石採取場跡地等の安全対策を総合的に推進することにより，住民の生活の安全を確保し，もって地域経済の発展に寄与することを望むものである。

別　紙

令和8年度　財政援助団体等監査対象団体一覧

No.	所管部局	所　管　課	団　体　名	管理施設
財政援助団体				
1	保健福祉部	保健所総務課	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	
2	経済部	商工振興課	瑞穂野工業団地協同組合	
3	魅力創造部	文化都市推進課	公益財団法人うつのみや文化創造財団	
4		観光MICE推進課	公益財団法人大谷地域整備公社	
出資法人等				
5	保健福祉部	保健所総務課	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	
6	環境部	環境創造課	宇都宮ライトパワー株式会社	
7	魅力創造部	文化都市推進課	公益財団法人うつのみや文化創造財団	
8		観光MICE推進課	公益財団法人大谷地域整備公社	
9	建設部	LRT管理課	宇都宮ライトレール株式会社	
公の施設の指定管理者				
10	市民まちづくり部	みんなでまちづくり課	陽南地域まちづくり推進協議会	陽南地域コミュニティセンター 陽南地区学習等供用施設
11			陽光地区まちづくり推進協議会	陽光地域コミュニティセンター 陽光地区学習等供用施設
12			緑が丘地域まちづくり協議会	緑が丘地域コミュニティセンター
13			五代若松原地区まちづくり推進協議会	五代若松原地域コミュニティセンター
14		生活安心課	平石環境システム株式会社	霊園・墓地（聖山，東の杜，八幡山）
15			宇都宮郷の森斎場株式会社	悠久の丘（斎場）
16	保健福祉部	保健所総務課	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	夜間休日救急診療所
17	経済部	商工振興課	宇都宮市オリオン市民広場運営共同事業体	オリオン市民広場
18			特定非営利活動法人宇都宮中心商店街活性化委員会	バンバ市民広場
19	魅力創造部	文化都市推進課	公益財団法人うつのみや文化創造財団	文化会館
20				宇都宮美術館・うつのみや文化の森
21			西山文化財愛護会	うつのみや遺跡の広場
22			旧篠原家住宅保存会	旧篠原家住宅
23			特定非営利活動法人飛山城跡愛護会	飛山城史跡公園
24		観光MICE推進課	篠井地区ゆたかなまちづくり協議会	篠井農産加工所
25			株式会社かみかわち温泉振興会	上河内地域交流館
26			宇都宮駅東口交流拠点施設運営共同事業体	宇都宮駅東口交流拠点施設
27				宇都宮駅東口交流広場
28	教育委員会事務局	生涯学習課	社会福祉法人　峰陽会	子どもの家（Eブロック）（7施設）
29			特定非営利活動法人　うつのみやオリーブ	子どもの家（Hブロック）（8施設）